

お知らせ

水質汚濁防止法の暫定排水基準の見直しに伴い下水排除基準が変わります

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア性窒素等の 見直し後の暫定基準

令和7年環境省令第17号（令和7年7月1日施行）の内容

平成13年環境省令第21号において標記項目は暫定的な排水基準を設定しているが、環境省において検討した結果、令和7年6月30日まで暫定排水基準が適用されていた10業種のうち、8業種について、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間を延長。【適用期間：旅館業及び下水道業については当分の間、その他の業種は令和10年9月30日まで3年間延長】

上記の内容が下水道法の特設施設の届出のある業種の下水排除基準に適用されます。

1. ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物に係る暫定基準一覧

(単位:mg/L)

No.	業種	制限等		暫定基準値	
				ほう素	ふっ素
1	ほうろう鉄器製造業	海域以外の公共用水域に排水を排出(以下、海域以外)		30	10
2	電気めっき業	海域以外	日排水量 50 m ³ 未満(以下、50 m ³ 未満)	30	40
			日排水量 50 m ³ 以上(以下、50 m ³ 以上)		15
		海域に排出(以下、海域)	50 m ³ 未満	一般	40
			50 m ³ 以上		一般
3	下水道業	温泉排水の影響が基準を超えるもので海域以外		40	一般
4	金属鉱業	海域以外		100	一般
5	旅館業 (温泉を利用するもの)	自然湧出以外	S49年以前に湧出した温泉を利用または50 m ³ 未満	300 ^{*1}	30
			S49年以後に湧出温泉かつ50 m ³ 以上かつ海域以外		15
			S49年以後に湧出温泉かつ50 m ³ 以上かつ海域		一般
		自然湧出(掘削により湧出させたものを除く)	S49年以前に湧出した温泉を利用または50 m ³ 未満	又は 500 ^{*2}	50
			S49年以後に湧出温泉かつ50 m ³ 以上かつ海域以外		15
			S49年以後に湧出温泉かつ50 m ³ 以上かつ海域		一般

*1 1リットルにつきほう素 500 ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。

*2 1リットルにつきほう素 500 ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。

※一覧表中の暫定基準が「一般」の業種については、次の下水排除基準が適用されます。

項目	下水排除基準(単位 mg/L)	
	ほう素及びその化合物	10(海域以外)
ふっ素及びその化合物	8(海域以外)	15(海域)

2. アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の暫定基準見直しのうち、仙台市内で下水道法の特設施設の届出のある業種については、令和7年7月以降は以下のとおりになります (R7. 7. 1~R10. 9. 30)。

(単位:mg/L)

業種	制限等	暫定基準値
畜産農業	豚房施設を有するものに限る	400

項目の詳細:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量